

2015年12月13日

岡山県県民生活部人権施策推進課啓発推進班御中
FAX：086-234-5924

岡山市北区下伊福西町1-53
NPO法人地域人権みんなの会
会長 中島純男

第4次岡山県人権政策推進指針（素案）へのパブリックコメント

貴職が岡山県人権政策推進指針の見直しにあたり、素案を公表し、県民からの意見を求められる姿勢を示されていますことに敬意を表します。

県民の人権を保障・確立させることを願って意見を提出します。

貴職の誠意ある対応をお願いいたします。

1、全体にかかわることについて

(1)「岡山県人権政策推進指針」は2001（平成13）年3月に策定され、改定されながら15年近くが経過しますが、その間に、この「岡山県人権政策推進指針」が果たしてきたことの総括がなされていません。第4次案を答申する以前に、県としてまた「審議会」としてその見解がまず必要だと思います。今からでもその点で審議会として、もしくは行政としてのまとめをつくって、公表していただきたいと思います。

(2)岡山県人権政策審議会の委員発言にも「県としての考え方」を強調されている方々も見受けられ、論議の展開を期待していましたが、今回の第4次・素案は、第3次の焼き直しという範疇の域から脱していません。それには、改定に対しての論議時間が不足していること、原案が行政担当者だけの事務局から提案されることなどの課題があると思います。一度作った枠組みを、元から作り直すには相当の力量が必要だと思います。ぜひ、次回からは、フレームと内容などについて、十分な論議をしていただき、今日の人権課題を的確に把握し課題解決に結び付く道筋を提案できるものにしていただきたいと思います。

(3)審議会の委員、お一人がこの10月から入れ替わったとききました。どのような経緯を経て、新たな委員さんが選ばれたのか、県民にはまったく理解できません。特に、「人権」にかかわる審議会という点では、民主主義を貫く姿勢が必要だと思います。人権にかかわる諸団体からの選出は見送られている現状であればあるほど、委員選出の透明性と客観性は担保されなければならないと思います。県事務局の姿勢が課題だと思います。ぜひ、審議会としても自らの組織そのものの在り方として検討していただきたいと思います。

2、第1章 背景 について

(1)1の「指針策定の背景」について

日本国憲法の11条、13条、14条が冒頭に紹介されています。それは、第1次、第2次指針で記載され、第3次で割愛されたのち、第4次・案で復活したものです。その点では、今日の人権

課題と日本国憲法の関連性を重要視されたものとして評価したいと思います。

しかし、具体的には平等権の範疇での記述内容に重きを置くことになり、それは「私人間」問題に偏重していく流れとなります。かつてのハンセン病患者や元患者の人たちを地域から施設に追いやり隔離した元凶が国と岡山県を含めた自治体であったこと想起すれば、「県行政が決して県民の人権を侵害しない」という立場がきわめて大切ですが、その観点は指針素案からは見て取れません。

ぜひ、第1章背景、には憲法のもつ基本的人権の保障の核心とこの指針との関連を明確にされた内容を記述してください。

(2) 2の「人権をめぐる国内外の取組」について

③の県の取り組みについてのなかで、「意識調査」を実施していった記述があります。その設問と回答には、分野別課題としている人権問題の質問、「どうしているか」と、列挙した現象を選択していき、その選択回答数の多寡で問題を捉えようとする傾向があります。

行政啓発などで、何々の分野での課題にはこんなことがあります、と強調すればするほど、県民意識はそこに誘導されます。今行っている意識調査にはそういうことが伴っていると考えていただき、調査そのものは、実態を示されるものに変更されることをお願いします。

今回の指針素案においても、意識調査をもとにした内容は再吟味していただき、記述を整理してください。

3、第2章 基本的な考え方 について

(1) 基本理念

ここの見出しだけ 余分なもの、「共生社会・・・」が加えられています。共生を強調したいのですが整合性がありません。削除してください。

また、背景第1章で記述された憲法の条文が活かされていません。ゴチックで書かれている内容も、人権の一部だけにうつります。自由権、平等権、幸福追求の権利、社会権にもとづく記述に整理された方が人権全般をわかりやすく正確にあらわすと思います。ぜひ、書き直してください。

4、第3章 施策の推進方策 について

(1) 人権尊重の視点に立った行政

職員に対しての自覚を求める内容ですが、「人権に十分配慮して」という記述の仕方に端的にみられるように、いかにも「差別問題として指摘されないように配慮して」というレベルとしか受け止められません。職員に求められているのは、県民の人権課題はどこにどのようにあり、いかにして解決を図るのかという視点を持ち、全体の課題としてまとめ政策化していく姿勢が大事だと思います。職員研修もこれまでにどのような成果があり、課題があったのかも示さないようでは空虚な記述にしか映りません。きちんと整理して書き直しをしてください。

また、県行政の責任ある人たちと職員全体を一緒にすることは無理があります。まずは、トップの位置を占める人たちの「人権の視点に立った」姿勢を明確にすべきではないかと思います。この点、追記してください。

5、第4章 課題別施策の推進 について

(1) 課題別に「同和問題」をいれることについて

課題別の課題名は、女性、子ども、高齢者、障害のある人などと、ほとんどの場合、人を対象

とされています。では同和問題とは何をさしているのでしょうか。その提起で言うならば「同和のひと」をイメージしてしまいます。今や「同和関係者」と特定することはできません。もし特定しようとするれば、そのこと自体が人権侵害という時代を迎えています。そういう認識を持って、再度課題別を整理してください。同和問題をあえて課題別に入れるとすれば、「様々な人権をめぐる問題」の中のひとつで良いと思います。ぜひ、整理してください。

(2) 障害のある人 について

つい最近、10月下旬、岡山市内の「福祉交流プラザ」（隣保館）で車椅子の重度障害者の人が館への入場を拒否される問題が惹起しました。エレベーターや障害者トイレもない館が、人権、福祉、コミュニティを謳っている現状が引き起こしたものと思っています。

「心のバリアフリー」よりも、公共施設そのものからバリアをなくすという姿勢をまず示していただきたいと思います。

考え方を広めるという前に、生活環境そのものをまずバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化するという内容に変更していただきたいと思います。

(3) 同和問題 について

本来は(1)に述べたとおりですが、課題別に同和問題を記述されるとしても以下の点に留意してください。

①現状と課題は、ほぼ第3次指針と変わらず、50年前の同和对策審議会答申を持ち出して、基本的に解決にきてきている到達点をきちんと記述しないなど、現状を正しくとらえる視点を軽視しています。解決の到達点を正確に示してください。

②部落問題が基本的に社会問題としては解決している到達度を無視し、前時代的な部落問題の課題が大きく残存しているとしての前提で行ったアンケートの県民意識調査結果は、誘導的と言われても仕方ないものと思います。これをもとに、現状と課題、を提起することはやめていただきたいと思います。

③啓発の推進のなかに、波染一揆現地研修などと取り入れています。それは踏み込みすぎです。波染一揆自体が江戸時代末期の農民一揆の一形態であり、その時代の情勢などを背景にすればこそその歴史的事象・事件ですから、その時代全体を通して歴史として学ぶことが保障される条件で取り扱うべきものです。

ここに一つだけ取り入れること自体が問題です。再考してください。

④えせ同和行為は許されるものではない、と考えます。最近、「えせ人権行為」というようになってきているとも聞いています。同和問題の項で扱うよりも、「人権をバックに圧力をかける」行為自体の排除についての記述に変更すべきだと思います。様々な人権、の課題に変更してください

(4) 課題別に載せられていない課題について

今一番深刻な労働者の人権課題について、その記述がされていないことがまず問題だと思います。特に、入社時における統一応募形式の本人の能力と適性のみによる選考・採用の徹底、労働者の人権を守るべき法規の具体的適用などの記載が期待されます。

第3章の施策の推進方策、企業等における啓発・教育として、パワハラなどの課題に言及していますが、企業と協働という立場の内容となっています。労働者のたちば、視点から人権課題を掘り下げた内容を、項におこして記述してください。

以上、意見を提出します。よろしくご検討くださるよう、重ねてお願いします。